

甲府市低入札価格調査実施要綱

平成 18 年 5 月 1 日

総第 2 号

(目的)

第 1 この要綱は、本市が発注する建設工事の請負契約に関し、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 10 第 1 項(同令第 167 条の 13 において準用する場合を含む。)に規定する予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者(総合評価落札方式適用工事にあつては評価値の最も高い者(以下「最低価格入札者等」という。))の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるか否かを調査する場合(以下「低入札価格調査」という。)の基準等を定めることを目的とする。

(対象とする契約)

第 2 この要綱は、一般競争入札又は指名競争入札により設計金額 1,000 万円以上の工事の請負契約を締結しようとする場合について適用する。

(低入札価格調査基準価格の設定基準)

第 3 低入札価格調査を行う基準となる価格(以下「調査基準価格」という。)は、次の各号に掲げる工事の区分に応じ、当該各号に定める工事の予定価格算出の基礎となった額の合計額(千円未満の金額は切り捨てる。)に 100 分の 110 を乗じて得た額とする。ただし、その額が予定価格の 10 分の 9.2 を超える場合は予定価格に 10 分の 9.2 を乗じた額とし、予定価格の 10 分の 7.5 に満たない場合は予定価格に 10 分の 7.5 を乗じた額とする。

(1) 下記(2)、(3)以外の工事

- ア 直接工事費の額に 10 分の 9.7 を乗じて得た額
- イ 共通仮設費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額
- ウ 現場管理費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額
- エ 一般管理費の額に 10 分の 6.8 を乗じて得た額

(2) 電気設備工事、受変電設備工事、通信設備工事、機械設備工事

- ア 直接工事費(機器費を除く。)の額に 10 分の 9.7 を乗じて得た額
- イ 共通仮設費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額
- ウ 現場管理費と機器間接費の額の合計額に 10 分の 9 を乗じて得た額
- エ 一般管理費の額に 10 分の 6.8 を乗じて得た額
- オ 機器費の額に 10 分の 9.07 を乗じて得た額

注) 機械設備工事、並びに下水道の機械設備工事及び電気設備工事においては、「機器間接費」を「据付間接費+設計技術費」と読み替える。

(3) 営繕工事(建築工事、電気設備工事、機械設備工事)

ア 直接工事費から現場管理費相当額を減じた額に10分の9.7を乗じて得た額

イ 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額

ウ 現場管理費に現場管理費相当額を加えた額に10分の9を乗じて得た額

エ 一般管理費の額に10分の6.8を乗じて得た額

注) 現場管理費相当額は、直接工事費に10分の1を乗じて得た額

2 前項の規定にかかわらず、特に必要があると認めるときは、市長は予定価格の10分の9.2から10分の7.5までの範囲内において調査基準価格を定めるものとする。

(予定価格書への記載)

第4 調査基準価格を定めたときは、予定価格書に当該調査基準価格を記載するものとする。

(失格基準価格の設定)

第5 第3に規定する調査基準価格を下回る入札が行われた場合において、当該入札が失格基準価格(契約の内容に適合した履行がされないおそれがある)とみなされる価格をいう。以下同じ。)を下回る入札であったときは、低入札価格調査を実施することなく当該入札をした者は失格とする。

2 前項の失格基準価格は、調査基準価格に100分の80を乗じて得た額(当該額に1円未満の端数があるときはこれを切り捨てた額)とする。

(入札参加者への周知)

第6 入札執行者は、低入札価格調査の対象となる工事(以下「調査対象工事」という。)について、入札参加者にその旨を周知するものとする。

(調査基準価格を下回る価格による入札)

第7 入札執行者は、入札の結果、調査基準価格を下回る入札が行われたときは、保留を宣言し、後日、調査及び審査のうえ、落札者を決定する旨を告げて、入札を終了するものとする。

(入札結果の報告)

第8 第7に規定する入札が終了したときは、契約課長は、直ちに指導検査課長に入札結果を報告しなければならない。

2 指導検査課長は、前項に規定する報告を受けたときは、速やかに低入札価格調査を実施するものとする。

3 前項に規定する調査は、指導検査課長、調査対象工事担当課長、契約課長及

び必要に応じて指導検査課長が指名する職員により行うものとする。

(低入札価格調査の実施)

第9 指導検査課長は、低入札価格調査を実施するときは、次に掲げる内容について、入札者から事情を聴取し、必要に応じ関係機関へ照会をして行うものとする。

- (1) 当該価格で入札した理由
- (2) 見積書または内訳書の内容
- (3) 施工体制台帳
- (4) 施工体系図
- (5) 手持ち工事の状況
- (6) 配置予定技術者名簿
- (7) 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関連
- (8) 手持ち資材の状況
- (9) 資材購入先及び購入先と入札者との関係
- (10) 手持ち機械数の状況
- (11) 労務者の確保計画
- (12) 工種別労務者配置計画表
- (13) 過去に施工した公共工事名及び発注者
- (14) 建設副産物の搬出地
- (15) 財務諸表

(16) 施工計画書（品質管理・安全管理）

(17) その他必要な事項

(甲府市低入札価格審査委員会)

第10 **第9**に規定する低入札価格調査の結果をもとに、最低価格入札者等と契約するか否かを審査し決定するため、甲府市低入札価格審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- 2 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。
- 3 委員長、副委員長及び委員は別表に掲げる職にある者をもって充てる。
- 4 委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。
- 5 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代行する。
- 6 委員会は、必要があると認めた場合は、関係職員の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 7 緊急やむを得ない事情があり、会議を開催することができない場合には、委員長は、書類の回付をもってこれに代えることができる。
- 8 委員会の庶務は、指導検査課において処理する。

(調査の報告)

第11 指導検査課長は、低入札価格調査を実施した場合は、調査内容について直ちに委員会に報告しなければならない。

(審査及び落札決定)

第12 第11による報告を受けたときは、委員会は、低入札価格調査の内容を審査のうえ、次に定めるところにより取扱いを決定する。

(1) 審査の結果、最低価格入札者等の申込みに係る価格により、契約の内容に適合した履行がされると認められた場合には、その入札者を落札者と決定する。

(2) 審査の結果、最低価格入札者等の申込みに係る価格によっては、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められた場合には、予定価格の制限の範囲内で入札したその他の者のうち、最低の価格をもって入札した者(総合評価落札方式適用工事にあつては評価値の最も高い者(以下「次順位者」という。))を落札者とする。ただし、次順位者が調査基準価格を下回る場合には、次順位者に対して最低価格入札者等と同様の手続きを行う。

(落札結果の通知)

第13 第12の規定により落札者が決定された場合において、最低価格入札者等を落札者としたときは、契約課長は、最低入札価格者等にその旨を通知し、その他の入札者にもその結果を通知するものとする。また、次順位者を落札者と決定したときは、最低価格入札者等に対しては落札者とならない旨の通知を、次順位者に対しては落札者となった旨を通知するとともに、その他の入札者に対しては、次順位者が落札者となった旨を通知するものとする。

(監督体制等の強化)

第14 調査対象工事の落札者が調査基準価格を下回った入札を行った者である場合は、当該工事担当課長は次の第1号から第4号までに掲げる措置を、指導検査課長は第5号の措置を講ずるものとする。

(1) 施工体制台帳の内容のヒアリングを行い、施工体制台帳の記載内容について確認すること。

(2) 施工計画書の内容のヒアリングを行い、施工計画書の記載内容について確認すること。

(3) 当該工事に係る監督業務において、段階確認、材料検査等を実施するにあつては、立ち会いをすることを原則とし、かつ入念に行うよう監督員に指示すること。

(4) 安全な施工の確保及び労働者への適正な賃金支払の確保の観点から必要があると認めるときは、施工現場の調査を行うこと。

(5) 工事の検査（材料検査を除く。）は、複数の工事検査員が行うこと。

（調査基準価格を下回る入札を行った者との契約に係わる措置）

第15 第12の規定により決定された落札者が、調査基準価格を下回る入札者であった場合には、当該落札者に対して、次に掲げる条件を付すものとする。

(1) 契約保証金を請負代金額の10分の3以上とし、甲府市工事請負契約約款を次のとおり取扱うこととする。

ア 第4条第2項中「請負代金額の10分の1以上」を「請負代金額の10分の3以上」に読み替える。

イ 第4条第5項中「請負代金額の10分の1」を「請負代金額の10分の3」に読み替える。

(2) 予定価格が、3,000万円以上の工事にあつては、前金払を請負代金額の10分の2以内とし、甲府市工事請負契約約款を次のとおり取扱うこととする。

ア 第34条第1項中「10分の4以内」を「10分の2以内」に読み替える。

イ 第34条第5項中「10分の4」を「10分の2」に、「10分の6」を「10分の4」に読み替える。

ウ 第34条第6項中「10分の4」を「10分の2」に、「10分の6」を「10分の4」に読み替える。

（その他）

第16 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成18年5月1日から施行する。

2 甲府市低入札価格調査制度試行要綱（平成13年6月22日）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年6月1日から施行し、同日以後に入札公告等を行う請負契約の入札から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行し、同日以後に入札公告等を行う請負契約の入札から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行し、同日以後に入札公告等を行う請負契約の入札から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年11月1日から施行し、同日以後に入札公告等を行う請負契約の入札から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行し、同日以後に入札公告等を行う請負契約の入札から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年7月1日から施行し、同日以後に入札公告等を行う請負契約の入札から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年6月1日から施行し、同日以後に入札公告等を行う請負契約の入札から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行し、同日以後に入札公告等を行う請負契約の入札から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行し、同日以後に入札公告等を行う請負契約の入札から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、同日以後に入札公告等を行う請負契約の入札から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行し、同日以後に入札公告等を行う請負契約の入札から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行し、同日以後に入札公告等を行う請負契約の入札から適用する。